

第8回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成19年10月29日(月)午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

荒木俊夫, 石井精二, 小松一雄, 田川安浩, 中西賢一, 原村憲司, 本田貞勝, 山口康子, 山中英子(五十音順, 敬称略)

(庶務)

総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所長あいさつ

(3) 委員長代理あいさつ

(4) 委員の紹介

(5) 委員長の選出

委員長に小松委員(長崎家庭裁判所長)を選出した。

(出された意見の要旨)(以下,発言者は, :委員長, :委員, :庶務等で略記する。)

この委員会は,国民の声を裁判所の運営に反映させることで,具体的な役割としては家庭裁判所の諮問に応じて意見を述べる,あるいは諮問の有無にかかわらず意見を述べるというのが本来の役割である。そうすると委員長は,民間の方で法曹ではない方になっていただくのが理想だと考える。

民間からということであれば,現在も現役である方が良いと考える。

民間の委員が良いと言われるのは正論で,そういうふうになれば理想である。しかしながら,みなさんそれぞれ自分の本務があり,その中で日程調整するだけでも大変である。委員長をやりたい気持ちはあるが,本務があり動きがとれないというのが現状である。

いろいろと意見はあるが,長崎家庭裁判所長の小松委員に委員長になってもらうのがよいと考える。所長であれば,事務局もスムーズに準備,運営ができる。委員長が議題の選定や議事の進行,問題の所在等の実情をすべて分かっているならば,かえって他の委員も充実した活発な議論ができると考える。

全国の実情は,所長以外の委員長が選任されているところは数庁である。その理由は,裁判所の総務課が支えたとしても現実問題として大変であるという実情から,委員長の引受手がなく,所長が選任されているということだろうと思う。ただし,そもそも制度趣旨から言えば,家裁からの諮問を受けて委員会から答申をする。あるいは家裁に対して委員

会から意見を述べるということである。したがって、正論として言えば、諮問する側の代表が裁判所の所長であるというのは明らかにおかしい。なお、いますぐ民間の方にやっていただくということは現実問題として難しいが、あるべき家裁委員会の姿、方向性は認識していただきたい。また、民間の委員をもっと増やすことを検討すべきである。

家庭裁判所委員会規則では、委員会は、当該委員会を置く家庭裁判所の運営に関し、当該家庭裁判所の諮問に応ずるとともに、当該家庭裁判所に対して意見を述べるものとする。諮問というとその趣旨から答申するというイメージでとられるため、委員長選任に関する意見はごもっともな面もある。しかし、家庭裁判所委員会設置の趣旨からすると、委員会から裁判所に対する答申ということもあるが、それだけが目的ということではなく、もっとフランクに、自由に、家庭裁判所の運営について委員の方に意見を述べていただき、その意見を裁判所が酌み取っていくというものであり、必ずしも委員の意見を一本に集約するというものではない。委員会規則において、裁判所から諮問があった場合、委員長が所長というのはまずいということは制度上は必ずしも当たらないと考える。

委員長は議事の進行も担当し、自由に発言ができないので、委員長は所長に任せた方が、民間委員が自由に発言できるのではないか。

本来の家裁委員会のあるべき姿から言えば、今後、民間の委員を増やすという方向に向かって、委員長候補を民間から登用するといったことができればよいと考える。

(6) 協議

利用しやすい裁判所にするための方策について - 広報活動を中心として -

庶務から、テーマについての提案理由の説明を行い、成年後見制度に関する利用の仕方についてのDVDを視聴した。その後、4階書記官室の受付カウンターを見学した後、意見交換が行われた。

(出された意見の要旨)

【成年後見制度に関するDVDについて】

成年後見制度の長崎県内の現状はどうか。

平成12年4月の制度発足から、長崎県内全体では約1100件程度係属している。成年後見制度は、被後見人の能力が回復するか、被後見人が亡くならないと終了することはなく、裁判所は事件が終了するまで後見人等の事務を監督することになる。最近の事件動向は、障害者自立支援法が施行され、昨年度は6月から8月の間にかけて約400件の申立てがあった。これは、長崎家裁全体としては3年分の事件数となるが、本年度はその傾向はなく、月平均で15件から20件くらいで推移している。かつての禁治産制度と比較すると非常に利用しやすい制度である。今後は高齢化が進み、成年後見制度の利用も多くなっていくのではないかと考える。したがって、これから、成年後見制度の果たす役割、家庭裁判所の果たす役割はかなり大きくなっていくと考える。なお、成年後見制度で後見監督人が選任されることは事案によりけりであり、一律に後見監督人を選任しているということはない。

後見人の職務は堅実に財産管理をしなくてはならないことである。弁護士とか専門家が選任されると余り問題はないが、申立人自身や本人の親族が選任された場合には、パンフレットを見ていただくなどして、その役割を十分理解してもらう必要がある。

後見人に選任された方については、後見人の仕事の内容について裁判所で作成した資料があり、それはQ & A方式となっており、必ず交付している。

後見監督人が必要になるのはどのようなケースか。後見人も適切な人を選任し、更に後見監督人を選任するのはどのような場合か。

後見人の役割としては、財産を管理することと、身の回りの生活についてサポートすることの両方があるが、例えば親族が後見人として選任された場合、財産管理について、ある程度第三者のチェックが入っておれば、弁護士や司法書士でない方でも十分にその職務を遂行できるため、後見監督人を選任することがある。

【受付カウンターについて】

受付相談件数についてはどうか。

本年8月1日から9月14日までの相談件数(人員)は99件(人)である。これは代表者の1人を計上しているものであり、現実には複数で来庁するため延べ人数はこれより多い。内容的には夫婦関係の問題や成年後見関係が多い。また、相談しようと考えた契機としては他の機関による紹介で、特に市役所からが多いと感じている。

4階書記官室の受付カウンターは、受付ブースが3つに分かれていたが、入室の際に、オープンとなっていることから、すべての職員の方が見えるため、入室しにくい感じがした。

受付ブース自体がオープンすぎると思う。ハローワークはすべてのブースにおいて、基本的にすべて仕切りがしてある。これは、個人情報のやり取りを行うことからであると思われる。裁判所の受付も、本来、相談内容については、他人に知られたくないわけだから、それなりの配慮は必要だと考える。隣のブースを見ようと思えばすぐに見えてしまう。

裁判所の受付カウンターはオープンすぎて、多くの職員の視線を感じるということを考慮すれば、職員との仕切り、他の相談者との仕切りは必要ではないか。

受付カウンターでいろいろな情報(他人の情報)を見聞きできる感じがする。また、入ったとたん職員の視線が集中し、相談者が入室するのに勇気が要りはしないか。

受付カウンターの3ブースすべてに並ぶことはあるか。

ある。御指摘のとおり、横で相談等している人の顔は見ようと思えば確かに見える造りである。もちろん仕切りが高ければ見えない。相談の内容に応じて配慮が必要な相談については別室で行っている。

各ブースの横を磨りガラスにしてはどうか。

各ブースの相談者同士が顔見知りであったり、この人は知っているということもあり得るのではないか。

今の状況であれば、相談に来てもすべてオープンであるため、入室しにくいと思う人が

多いのではないか。相談に来た人から見えない配慮が必要ではないか。

相談する際の机の位置は問題ないか。

平成19年4月から今のカウンターになったと思うが、それにより、相談者の利便性向上につながったか。

来庁した相談者を待たせることはなくなった。これまで出された受付カウンターに関する意見に対しては今後、検討することとしたい。

【広報活動について】

長崎家庭裁判所のホームページへのアクセス件数はどうか。

長崎の裁判所のホームページには、毎月2,200件から2,400件くらいのアクセスがある。

長崎家裁のホームページには意見等を書き込みができるか、最近ではメール等での双方向でのやり取りが大事になってきている。

書き込み等はできない。

危険な情報、書き込みなどが横行している現状では、双方向が必ずしもいいかというところではないと考える。

今後の裁判所を利用しやすくするための広報活動をどうやっていくのか、市民の幅広い意見をいかに活かしていくかについては、裁判所から一方的な広報だけでなく、市民の意見を汲み上げるシステムを考える必要がある。

家裁委員会で議論したことをどうやってフィードバックしていくかについても、もう一度協議していく必要があると考える。

書記官室の受付カウンターについては、今後、裁判所でも検討していくこととしたい。

(7) 次回のテーマ

次回の議題については、引き続き利用しやすい裁判所にするための方策についてを取り上げることにしたいが、再度、次回期日前にこちらから照会することとしたい。

(8) 次回の予定

ア 日程

平成20年2月12日(火)午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(9) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成19年10月29日現在

長崎地方検察庁検事正	荒木俊夫
長崎県弁護士会所属弁護士	石井精二
長崎家庭裁判所長	小松一雄
長崎県精神科病院協会会長	
医療法人友愛会院長	田川安浩
長崎家庭裁判所裁判官	原村憲司
長崎市観光部理事兼長崎ブリックホール館長	中西賢一
元長崎新聞社取締役論説委員長	本田貞勝
長崎純心大学人文学部大学院教授	山口康子
社団法人成年後見センター・ リーガルサポート長崎支部会員	
長崎県司法書士会所属司法書士	山中英子
長崎県男女共同参画推進センター長	山中恵子